

地域協議会委員改選に係る考え方について

石狩市、厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書（抜粋）

（地域協議会）

第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第202条の5に規定する地域協議会は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるものにつき、石狩市長が住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募に応じた者

委員数について

区の人口は平成21年5月末日で1,872人（厚田区は2,471人）となり、合併前の平成17年9月末に比べ218人もの減少となっている。

第1～2期の地域協議会は15人の委員で組織したが、急激な人口減とともに高齢化が進んでおり、1人で複数の役職を兼ねているケースが多く見られ、個人の負担が大きくなってきていることから、現在15名の委員数を13名に削減する方向で検討する。

一般公募委員（3号委員）の募集について

募集人数 2人（第1～2期：3人） 1名減

広報いしかり8月号において3号委員を募集

- ・応募資格 浜益区在住の満18歳以上の方（高校生除く）
- ・募集人数 2人
- ・内 容 地域自治に関する市の施策の審議など
- ・過去の検討内容 地域自治区振興事業について、公共施設の有効活用について
- ・任 期 10月1日から2年
- ・報 酬 等 報酬・交通費支給
- ・応募方法 申し込み用紙に必要事項と「浜益区の地域づくりについて（字数自由）」を記入し提出（郵送・ファックス・Eメール可）
- ・申 込 書 担当窓口、あい・ボードにあります。市HPからダウンロードできるほか、郵送も出来ますので担当までご連絡ください。
- ・申込締切 8月28日（金）
- ・申込・問い合わせ 浜益支所地域振興課 TEL79-2029 FAX79-3702
E-mail h-chiikis@city.ishikari.hokkaido.jp

学識経験者（2号委員）の人数について

人数 2人（第1～2期：2人）

公共的団体に推薦を依頼する（1号委員）人数について

人数 9人（第1～2期：10人） 1名減

現2期の推薦依頼は6団体、10名だが、より多様な団体の意見を集約するため推薦依頼団体を拡大する方向で検討する。

参考：第1～2期の依頼団体

第1期（H17.10～H19.9）	第2期（H19.10～H21.9）
浜益区自治会連合会	浜益区自治会連合会
〃	〃
北石狩農業協同組合	北石狩農業協同組合
石狩湾漁業協同組合	〃
石狩北商工会浜益支所	石狩湾漁業協同組合
石狩観光協会浜益事務所	〃
石狩市社会福祉協議会浜益支所	石狩北商工会浜益支所
石狩市文化協会浜益分会	石狩観光協会浜益事務所
浜益自治婦人会連絡協議会	浜益自治婦人会連絡協議会
〃	〃